

資料4

日本産果実マーク使用許諾要領（案）

農林水産省が商標権を有する国有財産「日本産果実マーク（以下「マーク」という。）」に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

日本産の果実を海外に輸出するにあたり、日本産であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の流通業者、消費者等にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2. 図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- (4) 併記する文字は、農林水産省生産園芸課流通加工対策室長（以下「流通加工対策室長」という。）の許諾を得たものに限る。

3. マークの商標権

- (1) マークに関する商標権は、農林水産省が所有する。
- (2) このマークは、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- (3) このマークの使用を流通加工対策室長から許諾された者（通常使用権者）は、他人にマークの通常使用権を譲渡することはできない。
- (4) このマークと誤認される類似のマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

4. マークの使用申請及び承認

- (1) マークの使用を希望する者は、「様式1」により流通加工対策室長あてに申請しなければならない。
- (2) 流通加工対策室長は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」の「日本産果実マーク使用許諾証」を発行する。
- (3) ただし、流通加工対策室長は、マークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、マーク使用の承認を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。

5. マークの表示条件

- (1) マークは、日本産の果実（「果実の全国標準規格」における品位が「優」以上であり、生産履歴が保持されているものとする。）でかつ、輸出に供される商品でなければ表示してはならない。
- (2) マークは、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に商品製造者氏名又は販売者氏名を明記しなければならない。
- (3) マークは、日本産の果実のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に制作者氏名を明記しなければならない。
- (4) マークは、4により承認を受けた者の名刺に印刷することができる。

6. マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

7. マークの表示方法

(1) マークはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。

(2) マークは商品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

8. 使用者の義務

(1) マークを使用する者(以下「使用者」という。)は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

(2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに流通加工対策室長に通知するものとする。

(3) 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について農林水産省生産局園芸課流通加工対策室に協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。

(4) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、農林水産省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(5) 使用者は、流通加工対策室長から要請がある場合は、マークの使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

9. マークの適正使用

マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

一 警告

二 使用承認取消し

三 社名公表

四 訴訟

10. 使用期間

使用期間は設けないこととする。

11. この要領の解釈その他の疑義は、流通加工対策室が決定する。

12. 施行月日

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

13. 送付先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省生産局園芸課流通加工対策室
電話 03-3502-5958 FAX 03-3502-4133

別図

1 マークの大きさ(縦・横の比率) 縦:横 = :

2 マークのデザイン、色

(様式 2)

日本産果実マーク使用許諾証

平成 年 月 日

株式会社
殿

農林水産省生産局園芸課流通加工対策室長

平成 年 月 日付けで日本産果実マークの使用許諾申請のあったことについて、本通知により許諾する。